

## (2) 課税対象とならない軽油に関する調

区	分	免税軽油使用者数等	数量 ( k L )
法第144条の5関係 (国外消費または 二重課税排除の ための課税免除)	輸 出	0	0
	課 税 済	55	37,041
	<b>小 計 (A)</b>	<b>55</b>	<b>37,041</b>
法附則第12条の2の7第 1項関係 (用途による課税免除)	船 舶	1,132	5,619
	航 路 標 識 等	0	0
	鉄道用車両または軌道用車両	2	306
	農 業 等	7,008	3,632
	林 業 等	9	281
	陶 磁 器 製 造 業	0	0
	セメント製品製造業 (生コンクリート製造業を除く)	14	249
	生コンクリート製造業	0	0
	電 気 供 給 業	1	2,160
	地熱資源開発事業	0	0
	鉱物の採掘事業	29	3,070
	とび・土木工事業	9	578
	鉱さいバラス製造業	1	12
	化 学 工 業	0	0
	石油製品製造業	0	0
	港 湾 運 送 業	6	382
	倉 庫 業	2	3
	貨物運送取扱事業等	0	0
	航空運送サービス業	0	0
	廃棄物処理事業	6	112
木 材 加 工 業	18	549	
木 材 市 場 業	4	69	
た い 肥 製 造 業	1	20	
索 道 事 業	6	180	
<b>小 計 (B)</b>	<b>8,248</b>	<b>17,222</b>	
アメリカ合衆国軍隊関係	(C)	0	0
外国公館等の暖房用ボイラー関係	(D)	0	0
<b>合計 (A)+(B)+(C)+(D)</b>		<b>8,303</b>	<b>54,263</b>

(注) 法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、平成28年2月末日現在の免税軽油使用者数を記載した。